

第2次垂水市男女共同参画基本計画

（中間見直し）【素案】

垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画
垂水市困難な問題を抱える女性支援計画

令和8年 月
垂 水 市

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1 中間見直しの趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 基本理念	
2 計画の体系	
第3章 計画の内容	6
1 施策の展開	
重点目標 1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進	
重点目標 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
重点目標 3 すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備の促進	
重点目標 4 生涯を通じた健康支援	
重点目標 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	
重点目標 6 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	
重点目標 7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	
2 計画の数値目標	
第4章 計画の推進体制	11
1 推進体制	
2 進行管理および評価	

第1章

計画の位置づけ

1 中間見直しの趣旨

本市では、平成 20（2008）年度に「市民一人ひとりが人権を尊重しあい、性別にかかわらずともに参画し活躍できる地域づくりをめざして」を基本理念に、「垂水市男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、平成 25（2013）年度に計画の中間期となったことから、「垂水市男女共同参画基本計画（後期計画）」を策定し、併せて「垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

社会においては、深刻な少子高齢化、人々の生活様式や価値観の多様化など、私たちの生活を巡る社会経済情勢は急速に変化しており、すべての人々が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、多くの問題が生じています。

また、国際社会では、平成 27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、ジェンダー平等が掲げられるなど、男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

しかし、我が国の男女共同参画の進捗状況をみると、世界経済フォーラムが令和 7（2025）年 6 月に公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、148 か国中 118 位と低い水準（1 位は 16 年連続アイスランド）となっており、より積極的な取組が求められています。

本市の基本計画は、令和 3 年度から 12 年度までの 10 年間を計画期間としており、社会経済情勢や計画の進捗状況、国・鹿児島県の動向等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うこととしていることから、計画策定以降の状況の変化に対応し、男女共同参画社会の実現をより一層推進するため、「第 2 次垂水市男女共同参画基本計画」の成果を引き継ぎ、中間見直しを行いました。



2 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく、本市における男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- (2) 本計画は、本市の最上位計画である「第 6 次垂水市総合計画兼第 3 期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」やそれに基づく部門別計画との整合を図りながら策定しています。
- (3) 本計画は、国の第 6 次男女共同参画基本計画、鹿児島県の第 4 次鹿児島県男女共同参画基本計画と整合を図りながら策定しています。
- (4) 本計画の「重点目標 5」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第 2 条の 3 第 3 項に規定する基本計画として位置づけます。
- (5) 本計画の「重点目標 2」「重点目標 3」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に基づく推進計画として位置づけます。
- (6) 本計画の「重点目標 6」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第 8 条第 3 項に基づく推進計画として位置づけます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から 12 年度までの 10 年間とし、社会経済情勢や計画の進捗状況、国・鹿児島県の動向等を踏まえて、令和 7 年度に中間見直しを行いました。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第2次垂水市男女共同参画基本計画									
				中間見直し	第2次垂水市男女共同参画基本計画（中間見直し）				

第2章

計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第3条から第7条の基本理念に基づき、本市のすべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

◆ 男女の人権の尊重（第3条）

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

◆ 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

◆ 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

◆ 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

◆ 国際的協調（第7条）

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

2 計画の体系

基本目標

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

【重点目標】

【施策の方向】

重点目標 ①

男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進

① 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し

② 学校等における男女共同参画に関する教育の推進

③ 性の多様性についての理解促進

重点目標 ②

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
(女性活躍推進計画Ⅰ)

① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

② 農林水産業・商工業等の分野における女性の参画の拡大

重点目標 ③

すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備の促進
(女性活躍推進計画Ⅱ)

① 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

② 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進

③ 女性の能力発揮への支援

重点目標 ④

生涯を通じた健康支援

① 生涯を通じた健康の保持増進

② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

重点目標 ⑤

人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

(垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

① 配偶者等からの暴力の防止及び支援体制の充実

② 性犯罪・ストーカー行為、セクハラ等への対策及び被害者支援

重点目標 ⑥

すべての人が安心して暮らせる環境の整備

(垂水市困難な問題を抱える女性支援計画) **NEW**

① ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり

② 困難な問題を抱える女性等が安心して暮らせる環境づくり **NEW**

③ 高齢者や障害者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり

重点目標 ⑦

地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

① 地域活動での男女共同参画の意識啓発

② 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

第3章

計画の内容

1 施策の展開（現状と課題）

重点目標1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進

男女共同参画社会の実現をはばむ要因のひとつに、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識があり、これに基づく社会制度や慣行等が、男女の多様な生き方の主体的な選択に影響を及ぼし、個性と能力の発揮を妨げるおそれがあります。

平成30年度実施の市民意識調査では、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した肯定派が30.8%、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した否定派が、61.5%となっています。

また、同調査での「各分野の男女の地位の平等感」については、学校教育の中では「平等である」と感じている割合が多いことに対して、家庭、職場、地域社会、法律や制度、社会通念、慣習・しきたりなどの中では、女性が男性より不平等感が高く、男性の方が優遇されていると感じていることから、性別による不平等感は依然として残っていることがわかります。

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりの男女共同参画についての理解の深化を図ることが必要です。そのため市民に対して、男女共同参画についての広報啓発を進める必要があります。

また、人の意識や考え方は幼少期から徐々に育まれるものであり、学校教育や家庭教育を通じた学びが重要になることから、広報啓発活動に加えて、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場面を通じた教育・学習の機会を持つことが必要です。

さらに、性的指向・性自認^{*}等を理由とする差別や偏見等にかかわる課題も顕在化しており、性の多様性についての理解促進についても取り組む必要があります。

重点目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

急速な少子高齢化・人口減少の進展、市民の価値観の多様化が進む中で、あらゆる分野の政策・方針決定過程に、男女が共に参画し、様々な視点が確保されることは、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

令和7年4月現在、本市の審議会等委員に占める女性の割合は29.5%、市議会議員に占める女性の割合は14.3%、振興会長では14.1%となっており、計画策定時（5年前）と比較すると増加傾向にはあるが、目標値には至っていません。また、行政における女性管

理職の登用も以前は途絶えていたが、現在2人にとどまっている状況にあります。

本市においては、多くの女性が地域活動等あらゆる分野に参加し、大きな役割を担っているにもかかわらず、様々な割合が示すように政策・方針決定過程への女性の参画の状況は十分ではありません。

そのため、男女双方が女性参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画の拡大に向けた環境整備により一層取り組むことが必要です。

重点目標3 **すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備の促進**

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものであり、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から極めて重要であるとともに、ダイバーシティの推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。

また、女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要であり、出産・育児・介護等の対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となります。

そのため、雇用分野における男女の均等な機会の確保や女性の就労継続、再就職支援など女性の職業生活における活躍の推進に向けた取組を進める必要があります。

また、子育てや介護等ライフイベントに対応し、仕事と生活の調和が図れるよう柔軟な働き方を可能にする就業環境の整備の促進や個人経営が多い農業や商工自営業等においても、男女が共に経営の担い手として参画する環境の整備に取り組む必要があります。

重点目標4 **生涯を通じた健康支援**

男女共同参画社会の形成にあたっては、心身の健康に関する取組は重要です。

そのため、性にかかわる身体的特徴に理解を深め、心身の健康についての正確な知識・情報を入手することにより、健康を享受できるよう支援することが必要です。

特に女性は、心身の状態が年代によって大きく変化するという特性や妊娠・出産の可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）に基づく十分な配慮が必要です。

また、若年層を中心とした望まない妊娠や性感染症の実態など、様々な課題があり、その背景には、性についての正しい理解の浸透と互いの性を尊重する意識不足にあります。

そのため、誰もがその生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受した安心安全でより良い生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援を行い、多様なライフスタイルに対応できるよう総合的な施策の展開に取り組みます。

重点目標 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

すべての人には、安心安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力や職場等におけるハラスメント、ストーカー行為、性犯罪・性暴力等の被害者の多くは女性です。その背景には、社会において、男女が置かれた状況の違いや根深い偏見があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題です。

平成 30 年度の市民意識調査では、配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせを受けた経験がある人が 13.9%おり、暴力は依然として存在しています。

また、近年情報通信技術（ＩＣＴ）の進化やＳＮＳなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、子どもや若者が当事者となりやすい性犯罪、交際相手からの暴力（デートＤＶ）などが問題となっていることから、若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、暴力の社会的背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、相談体制、連携体制の充実を図り、被害の潜在化の防止に取り組みます。

また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

重点目標 6 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

家族形態の多様化、雇用・就業構造の変化、経済のグローバル化などが進行する中で、幅広い層で貧困など生活上の困難に陥る人の増加が見られます。

特に、ひとり親家庭や高齢者、障害のある人、女性などは、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。

その中でも女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の男女格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて生活上の困難に陥りやすくなっ

ています。また、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、生活上の困難や課題に直面している人が安心して暮らせるようになるためには、固定的性別役割分担意識の解消を基盤とする多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成、環境整備など、性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した取組の推進が必要です。

重点目標 7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成にあたっては、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である地域での取組が重要です。これからの地域社会づくりには行政サービスのみでなく、振興会や企業等の多様な主体が協働し、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要です。

全国的には、若年層では男性よりも女性の方が大都市圏に流出する傾向が続いており、国の計画によると、地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由として、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられており、その背景には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在し、女性の居場所と出番を奪っていること等が考えられるとしています。そのため、人口減少に直面する地方においてこそ、男女共同参画の視点に立ち、女性の活躍促進や、女性も含めた多様な主体の連携による地域づくりに取り組むことが重要です。

また、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復や復興を遅らせることがあります。そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。令和6（2024）年能登半島地震の対応に係る各種の状況調査では、避難所等において女性のニーズを配慮した対応が十分ではないことが明らかになり、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況といえます。

今後、「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向けた地域コミュニティにおける様々な「共助」の取組を、確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現に繋げていくためには、様々な立場を生きる人々がともに生きていくことを支えるといった人権尊重と男女共同を基盤とする男女共同参画の視点に立った「協働」による取組が必要です。

2 計画の数値目標

本計画を具体的に推進していくために、次の項目について数値目標を設定し、男女共同参画の取組に対する推進状況を把握・評価していきます。

また、中間見直し策定後の計画内容と市民の意識の間により深いつながりを持たせるために、令和8年度に市民意識調査を実施することで、本計画の充実を図っていきます。

番号	設定項目	現状（策定時）	現状	目標値
		R2（2020）	R7（2025）	R12（2030）
1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方を否定する人の割合	61.5% 【H30 調査時】	—	70.0%
2	男性職員の配偶者出産特別休暇の取得率 ^{※1}	100%	100% 【R6】	100% 【R11】
3	市の審議会等委員への女性の登用率	21.5%	29.5%	30%以上
4	人との関わりがなく、孤独、孤立していると感じる女性の割合	—	18.4% ^{※2}	15.0%
5	男女共同参画地域推進員 ^{※3} の数	0人	2人	3人以上

※1 他の計画に位置付けられた数値目標を本計画において設定します。なお、当該計画が改定された場合は、改定後の計画における数値目標に置き換えることがあります。なお、取得率は取得者数の率であり、取得日数は問わない。

※2 女性の困難な経験に関する実態調査（厚生労働省の事業として運営されているポータルサイト「あなたのミカタ」<https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/>）の結果を参照している。

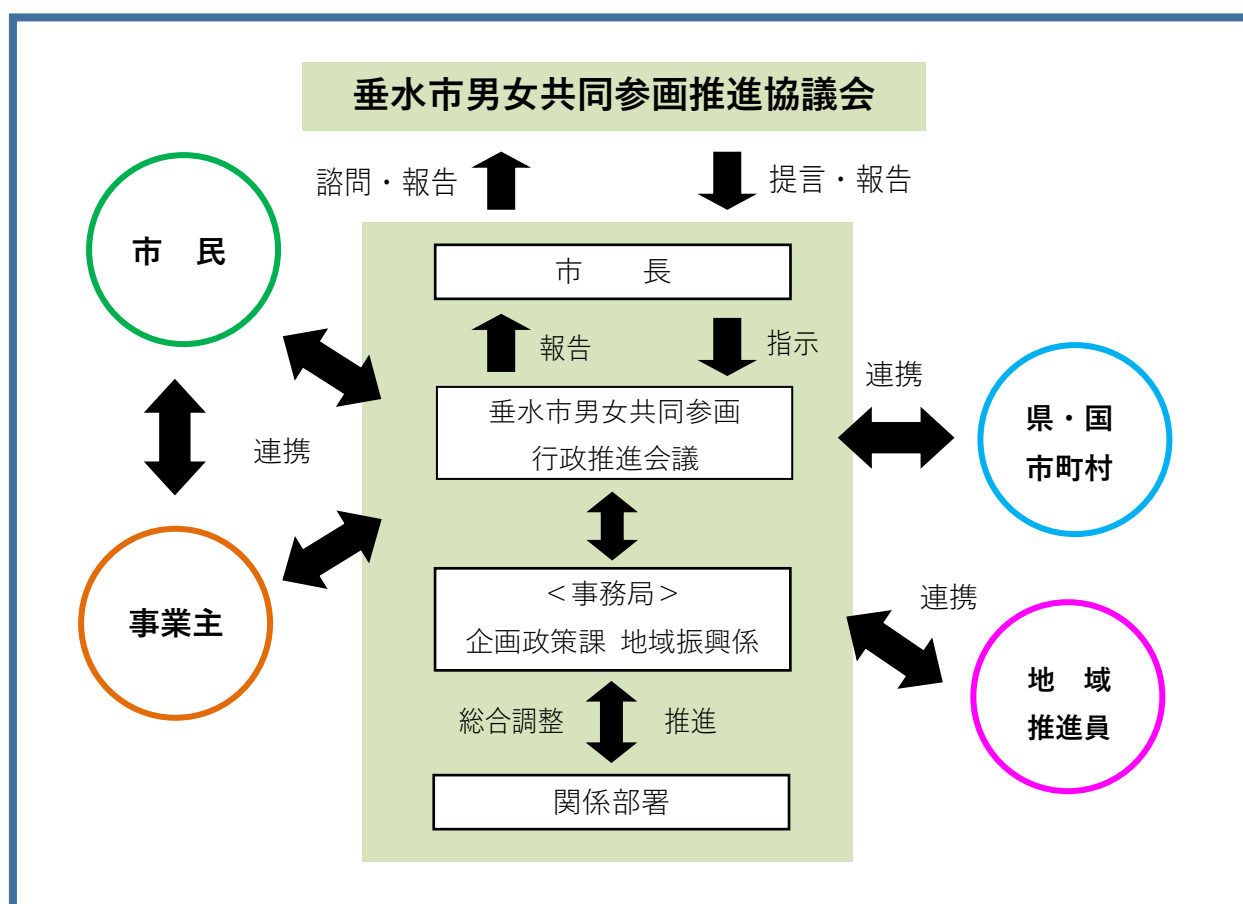
※3 地域において、男女共同参画社会の正しい理解の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進するため、男女共同参画の推進役となる人材を養成し、知事が委嘱する制度を平成20年度に創設。地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供、県や市町村が実施する事業への協力等、県や市町村と協働して男女共同参画を推進する活動を行っている。

第4章

計画の位置づけ

1 推進体制

計画の推進に当たっては、垂水市男女共同参画推進協議会の意見や提言をはじめ、市民の意向などを尊重しながら、関係部署が一体となって、総合的かつ計画的な取組を進めます。また、国や県、他市町村、関係機関及び県男女共同参画地域推進員との連携を図り、協力体制の強化と情報等の共有化に努めます。



2 進行管理および評価

本計画に掲げた施策の管理は担当部署により行い、毎年度進捗状況を把握・点検します。

その後、関係課長で構成する「垂水市男女共同参画行政推進会議（一次評価）」にて計画の進捗状況についての確認や情報共有を行い、「垂水市男女共同参画推進協議会（二次評価）」へ諮問・報告することといたします。

併せて、国や鹿児島県、他市町村の動向を注視しながら、計画期間の中間時点で計画の見直しを行います。

第2次垂水市男女共同参画基本計画（中間見直し）概要版

編集・発行



垂水市企画政策課

〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地

TEL／0994-32-1111 FAX／0994-32-6625